



被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成23年11月7日(月)(第30報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

—第30報の内容—

お知らせ	1	医療・介護・健康について	9
原子力損害賠償について	2	教育について	9
生活支援について	4	警戒区域等における環境放射能測定結果	10
雇用・経営について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	11
住宅について	7	◆市町村問い合わせ先一覧(11月7日現在)	14

お知らせ

1 福島県議会議員一般選挙・市町村選挙の選挙公報等について(更新)

県議会議員一般選挙・市町村選挙(※)の投票日は11月20日(日)です。

福島県の復旧・復興を進めるため、私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。棄権せずに投票しましょう。

※市町村選挙

選挙の種類	該当市町村
町長選挙	大熊町、浪江町
市町村 議会議員選挙	相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町

◆選挙公報

選挙公報は、告示日後、各市町村選挙管理委員会から郵送等によりお届けします。選挙公報が届かない場合は、市町村選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、**県議会議員一般選挙の選挙公報は県選挙管理委員会ホームページに、市町村選挙(川俣町、新地町を除く)の選挙公報は各市町村選挙管理委員会のホームページに掲載します。(掲載予定日11月11日頃)**

◆候補者情報

県議会議員一般選挙の候補者情報(氏名、住所、党派、年齢等)を県選挙管理委員会ホームページに掲載します。

また、福島県モバイル県庁(携帯用サイト)にも候補者情報(氏名、党派等)を掲載します。(掲載予定日11月10日午後5時以降)

◆不在者投票

東日本大震災による避難等で、住民票のある市町村外に避難している方は、告示日の翌日から投票日の前日まで、避難先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

避難先の市区町村選挙管理委員会から住民票のある市町村選挙管理委員会まで、投票済の投票用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**

特に、離島等にお住まいの場合、郵便の配達に速達でも2日程度かかりますので、早めの投票をお願いします。

【手続き】

①投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。

②投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

※不在者投票証明書の開封や投票用紙の事前記入は絶対にしないでください。

③受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票する

【お問い合わせ先】

●県選挙管理委員会 ☎024-521-7062

またはお住まいの市町村選挙管理委員会

●ホームページ

●福島県モバイル県庁 右のQRコードを読み取ってください。



2 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

○皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、基本調査の問診票を順次郵送しています。

「基本調査」は、将来にわたる皆様の健康管理の基礎的な資料となるものです。皆様の3月11日～25日を中心とした7月11日までの行動記録をもとに、放射線による外部被ばく線量の推計評価等を行い、その結果をお一人お一人にお知らせします。

外部被ばく線量は、「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」「どのように移動したか」など、行動記録の情報に基づいてしか推計することができません。したがって、皆様の行動記録が重要となります。

つきましては、問診票が届いた方で、返送がお済みでない方は、ご記入のうえ返送くださいますようお願いいたします。

問診票が届いていない方は、福島県立医科大学県民健康管理調査事務局にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

●問診票の送付・記載方法に関するお問い合わせ

福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時）

●ホームページ

3 「ふるさと絆情報ステーション」開設のお知らせ（新）

民間借り上げ住宅等に入居しているみなさま向けに、県内の大型スーパーなど11ヶ所に「ふるさと絆情報ステーション」を開設します。現在、11月中旬を目標に準備をすすめています。

ステーションには掲示板を設置し、最新の市町村情報などを提供するほか、避難されている皆様の情報交換や交流の場として活用できるようにする予定です。詳しくは次の本誌第31報でお知らせします。

【お問い合わせ先】

●福島県文化振興課 ☎024-521-7179

原子力損害賠償について

1 原子力損害賠償に係る請求について

個人・法人等に対する原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口の開設を行っています。請求手続きの相談等については、下記コールセンターにお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター） 受付時間：午前9時～午後9時：毎日 電話番号：0120-926-404（フリーダイヤル）
--

2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について（更新）

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会が各種相談窓口を開設しています。

①県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎ 0 2 4 - 5 2 3 - 1 5 0 1

- ・相談時間 午前8時30分～午後9時（平日・土日祝日も受付）
- ・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日（祝日含む）午後1時～午後5時
※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

- ・弁護士による巡回法律相談を県内9市町で毎週実施します。
- ・相談時間30分（面談形式・相談料無料・事前予約制） ※先着受付順
- ・実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時30分
- ・受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・日程及び会場については、上記窓口にお問い合わせください。

②弁護士会

◇弁護士に電話で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時）

☎ 0 2 4 - 5 3 4 - 1 2 1 1（福島市） 0 2 4 - 9 2 5 - 6 5 1 1（郡山市）
0 2 4 2 - 2 7 - 2 5 2 2（会津若松市） 0 2 4 6 - 2 5 - 0 4 5 5（いわき市）

◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎ 0 1 2 0 - 3 6 6 - 5 5 6（平日 午前10時～午後3時）

◇弁護士に面談形式で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

- ・相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）
 - ・場所：県内7か所（福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市（平））
- ☎ 0 1 2 0 - 7 0 0 - 7 9 1（平日 午前10時～午後4時）

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介
※対応の流れ：センターへ電話→担当弁護士の紹介→担当弁護士へ連絡→担当弁護士事務所で相談
 - ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）
 - ・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
 - ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）等
- ※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。
- ☎ 0 2 4 - 5 3 3 - 7 7 7 0（平日 午前10時～午後3時）

③行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
☎ 0 8 0 0 - 8 0 0 - 3 2 0 0 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前10時から午後5時まで。受付は午後4時まで。
（土日祝日開設。毎週月曜日及び年末年始休業）
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

④国

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階
 - ・[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
- ☎ 0 1 2 0 - 3 7 7 - 1 5 5（平日 午前10時～午後5時）
- ・福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

⑤原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等のために設立された法人です。

◆電話相談

- ・行政書士等による無料相談

- ・受付時間：午前10時～午後5時（土日祝日含む。年末年始を除く）

☎0120-01-3814

◆対面相談

- ・弁護士による対面相談（事前予約制、1回1時間以内）
- ・実施日時：毎週月・水曜日 午前10時～午後6時（最終受付午後5時）
- ・実施場所：機構本部（東京都港区虎ノ門2-2-5）
- ・予約電話番号：上記電話相談と同一番号で受付

【お問い合わせ先】

●福島県原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↗

生活支援について

1 東日本大震災に伴う自動車抹消登録等の被災者支援事業について

東日本大震災で使用不能等になった自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付手続きを「無料」で行っております。まだお済みでない方は、ご利用ください。

◆対象車

- 東日本大震災により滅失し又は使用不能になった自動車
- 福島第一原子力発電所から半径20km圏内の警戒区域に放置された自動車で、今後二度と使用しない自動車

◆手続きの内容

永久抹消登録手続き・自動車重量税還付申請手続き

◆手続き費用 無料 ※相続手続きに伴う謄本等の取得費用は有償

◆実施期限 平成24年3月11日まで

※平成23年12月29日～平成24年1月4日を除く

【お問い合わせ先】

●福島県行政書士会福島支部運輸交通部

☎024-539-6262（平日：午前9時～12時、午後1時～4時）

2 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

◆対象世帯（①及び②の両方に該当する世帯）

①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）

- ・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。

※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。

- ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯

②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）

◆貸付対象者の要件

①世帯の生計中心者であること（生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方）

②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。

③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。

◆貸付の内容（概要）

①資金の種類・使途・貸付限度額

- ・一時生活支援費（使途：生活の復興の際に必要な当面の生活費）

（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内 各、6ヶ月以内

- ・生活再建費（使途：転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等）80万円以内

- ・住宅補修費（使途：住宅の補修費用）250万円以内

②連帯保証人：原則1名必要

③貸付金利率：無利子（連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子）

- ④据置期間：貸付日から2年以内
- ⑤償還期間：20年以内（貸付金額に応じて異なります）

◆その他

- ・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。
- ※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。
- ・貸付条件等詳細は、住民票のある（避難されている場合は、避難先）市町村社会福祉協議会へご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）
- ☎024-523-1250（午前9時～午後5時、土、日祝日を除く）

雇用・経営について

1 就職支援イベントについて

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	備考
大学生等の保護者向け就職支援セミナー	11月12日（土） 13:30～16:30	会津アピオスペース 1階大会議室	○参加対象 ・大学生等の保護者で 福島県在住の方 ○問合せ先 若年者県内就職総合支援 事業事務局 電話 024-941-1711 福島県雇用労政課 電話 024-521-7290
	11月19日（土） 13:30～16:30	郡山市労働福祉会館 3階大ホール	
	11月26日（土） 13:30～16:30	いわき産業創造館 LATOV6階 セミナー室	

2 がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じて避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を、受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方に限らず失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティに関する業務（清掃等の環境整備）
 - ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援） など

◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されていますので、希望される方は随時申し込んでください。

【お問い合わせ先】

●雇用に関するお問い合わせ

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎0120-650-110
- ・ 県中 : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス株式会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津・南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7510
- ・ 相双 : 株式会社ワールドインテック ☎0244-26-8526
- ・ いわき : 株式会社ワールドインテック ☎0246-38-6527

●事業に関するお問い合わせ

福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

●ホームページ [福島](#) [絆](#) [検索](#) ↗

3 絆づくり支援センターについて

避難所・仮設住宅等において、お互いが支え合う地域コミュニティづくりを進めるため、「絆づくり支援センター」を県内6地域に設置しています。支援に関する相談がありましたら、ご利用ください。

◆業務内容例

- ・コミュニティ組織を育成するための企画に関する総合コーディネート
- ・仮設住宅等の支援に関する市町村等への助言
- ・NPO法人・ボランティア団体と連携・協力した各種行事の開催
- ・仮設住宅団地内外（被災市町村と受入市町村）の交流促進 など

【各地域の絆づくり支援センター】

地域	住所	連絡先	運営・協力団体
県北	〒960-8141 福島市 渡利字鳥谷下町 67-1	☎024-573-8425	NPO 法人シャローム
県中	〒963-8835 郡山市 小原田二丁目 19-19	☎024-944-0083	NPO 法人うつくしま NPO ネットワーク
県南	〒961-0905 白河市本町 2	☎0248-23-8909	NPO 法人 しらかわ市民活動支援会
会津・ 南会津	〒965-0009 会津若松市八角町 13-45	☎0242-24-8862	(株)明天
相双	〒975-0034 南相馬市 原町区上渋佐字原田 94-4	☎0244-24-0222	NPO 法人 さぽーとセンターぴあ
いわき	〒970-8026 いわき市 平字作町 2-1-9 エスビル 2F	☎0246-35-1425	NPO 法人 いわき NPO センター

【お問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

4 ふるさとふくしま巡回就職相談ステーションの相談活動について

東日本大震災や原発事故で避難されている求職者の生活再建を促進するため、8月から「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション」のジョブプランナーが、県内外の避難所、仮設住宅等を巡回して就職相談を実施し、被災者等求職者の就職を支援しています。

また、各相談ステーションにおいても同様に就職相談などを実施します。

◆委託先：株式会社パソナ

【各相談ステーション】

相談 ステーション	住所	連絡先	活動範囲 (県内)	活動範囲 (県外)
福島	〒960-0111 福島市丸子字町頭 17-6 OS丸子ビル 1階	☎024-554-4156	県北・相双	群馬県・埼玉県 東京都・神奈川県
郡山	〒963-8862 郡山市菜根 5丁目 11-3 ケイ企画ビル 2階	☎024-925-0811	県中・県南 会津・南会津 いわき	山形県・栃木県 新潟県

[利用日時] 月～土曜日 午前10時～午後7時（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【お問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

●ホームページ ↗

5 中小企業等復旧・復興支援制度について（更新）

東日本大震災・原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助します。

◆対象者

- ①東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業者等
- ②原子力発電所事故に伴う警戒区域等に事業所がある中小企業者等

◆対象要件

- ①県内で空き工場・店舗等を借り上げ、現状を回復するための事業再開を行う場合
- ②県内で工場・店舗等を購入または建て替え、修繕を行う場合

◆受付期間

平成23年1月1日(火)から12月16日(金)まで

◆申請窓口

最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

※申請書類は、各地方振興局またはホームページから入手できます。

【お問い合わせ先】

- 福島県企業立地課 ☎024-521-7280
- 福島県商業まちづくり課 ☎024-521-7299
- 福島県商工総務課 ☎024-521-7270
- ホームページ [福島県中小企業等復旧・復興支援](#) [検索](#) ↗

6 農業支援について

①農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

- ・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等
- ・作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

- ◆資金用途 農家経済の維持に必要な資金
 - ◆貸付限度額 200万円
 - ◆貸付利率 無利子
 - ◆償還期間 5年以内（うち据置3年以内）
 - ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行
- ※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

- 福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

②耕作放棄地を利用した避難先での営農再開

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

【お問い合わせ先】

- 福島県農村振興課 ☎024-521-7416
- 各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

住宅について

1 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて（更新）

11月7日現在、県内で仮設住宅等の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | | | |
|-------|---------------|------|---------------|
| ◆西郷村 | ☎0248-25-1117 | ◆矢吹町 | ☎0248-44-2300 |
| ◆南相馬市 | ☎0244-24-5253 | ◆富岡町 | ☎0120-336-466 |
| ◆双葉町 | ☎0480-73-6880 | ◆浪江町 | ☎0243-62-0123 |
| ◆葛尾村 | ☎0247-61-2850 | | |

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

- ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#) ↗

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル
(県内避難者) 024-521-7698
【受付時間：(平日) 午前9時～午後5時

2 福島県借上げ住宅の特例措置について（更新）

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

なお、原子力災害による避難指定地域以外の下記市町村においては、平成24年3月30日までの期間内で入居受付期限を延長しています。詳細は下記までお問い合わせください。

○伊達市	☎024-575-1111	○桑折町	☎024-582-2111
○国見町	☎024-585-2111	○川俣町	☎024-565-2298
○須賀川市	☎0248-72-7185	○泉崎村	☎0248-53-2111
○中島村	☎0248-52-2111	○相馬市	☎0244-37-2178
○南相馬市	☎0244-24-5253	○新地町	☎0244-62-2113
○いわき市	☎0246-25-0542・0545		

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象とします。

ただし、対象世帯は、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ①住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
原子力災害に避難指定区域から避難している世帯
- ②民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

①原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの

※ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下

②当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯と県外から県内に住替えする世帯が対象となります。

【お問い合わせ先】

●被災者住宅相談窓口

☎024-521-7698（平日 午前9時～午後5時）

3 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、11月7日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

◆青森県	☎017-734-9580・9581	◆長野県	☎026-235-7407
◆岩手県	☎0120-882-606	◆愛知県	☎052-954-6579
◆宮城県	☎022-211-3257	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆秋田県	☎018-860-4503	◆鳥取県	☎0857-26-7411
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆島根県	☎0852-22-5084
◆茨城県	☎029-301-5977	◆福岡県	☎092-643-3729
◆群馬県	☎027-226-2950・2951・2952	◆佐賀県	☎0952-25-7385
◆千葉県	☎043-223-2675	◆長崎県	☎095-895-2410
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆熊本県	☎096-383-1111（内線7014）
◆石川県	☎076-225-1482	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆福井県	☎0776-20-0505・0504・0506	◆鹿児島県	☎099-286-2824
◆山梨県	☎055-223-1477	◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217

また、県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力(株)福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

※その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援については、現在、各自治体で検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況については、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

※「**福島県県外避難者支援ブログ**」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧ください。

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部県外避難者支援チーム

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）



医療・介護・健康について

○ 医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から、住家の全半壊、死亡・行方不明、原発事故による避難指示等の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要です。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

- ・一部負担金の免除期間は、平成24年2月29日までです。
- ・入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間は、8月31日までとなっていました。当面、9月以降も延長されることになりました。免除期間は「厚生労働大臣が定める日」までとなり、今後決定されます。
- ・既に交付されている一部負担金等免除証明書及び食費・居住費減免認定証に入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間が8月31日までと記載されている場合であっても、当面、9月以降も有効なものとして取り扱われるため、再度交付を受け直す必要はありません。

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

免除期間終了まで不要	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
------------	-------------------------------------

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

※緊急時避難準備区域の解除（平成23年9月30日）の対象となった場合でも、免除期間は「厚生労働大臣が定める日」まで当面継続しますので、直ちに免除措置が終了することはありません。（対象市町村 田村市、南相馬市、楡葉町、川内村の一部及び広野町の全部）

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

教育について

○ 〈ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト〉

ふくしまっ子体験活動応援事業について（更新）

子どもたちが、心身ともにリラックスできる環境の中で体験活動ができるよう、宿泊費等を補助しています。

また、会津自然の家においても、親子等が無料で楽しめるプログラムを提供します。

(1) ふくしまっ子体験活動応援補助事業

◆期間 10月1日～3月31日

◆参加対象

幼児・小・中学生（特別支援学校を含む）を中心とした団体（幼稚園、保育所、学校の部活

動、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会、社会教育団体等)。
 ※子どもの参加状況によって保護者、引率者等も補助の対象になります。

◆参加規程

- ・子どもの参加が5名以上の団体とします。
- ・実施場所及び宿泊場所は、福島県内とします。
- ・自然体験活動や交流活動等を中心としたものとします。
- ・1団体1回の参加とします。

◆補助内容 一人当たり

- ・宿泊費 1泊7,000円を上限とし、7泊まで補助
- ・交通費(体験活動費を含む) 5,000円を上限として補助
- ・保険料 1,000円を上限として補助

◆申し込み先

- ・市町村企画事業は、お住まいの市町村教育委員会へ
- ・各種団体参加は、県内主要旅行業者(社会教育課ホームページにも掲載)へ10日前までに連絡し、活動内容のコーディネートを依頼してください。

(2) 自然の家体験活動応援事業(県立会津自然の家で実施します。)

◆期間 10月～3月

◆対象 幼児・小・中学生及びその家族

- ◆内容
- ① 日帰りの活動(歴史探索やクリスマス会) 3回
 - ② 1泊2日等での活動(家族キャンプや冬の自然体験活動) 4回

◆参加料 無料(食費、材料費を含む。ただし、現地までの交通費は自己負担)

【お問い合わせ先】

●福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-7799
 または専用窓口 ☎024-522-3090

●ホームページ [福島県 社会教育課](#) [検索](#)

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします(平成23年11月3日 10:00現在)。

【警戒区域】 (単位: μ Sv/時)

檜葉町			富岡町				
旧檜葉 消防分署	繁岡地区 集会所	中平 集会所そば	滝の沢	JAふたば 南部営農センター	旧富岡町 役場	養護老人ホーム 「東風荘」	リフレ富岡駐車場
0.36	1.21	1.45	1.79	2.19	3.69	5.21	4.56

大熊町	浪江町			双葉町			
原子力 センター	中央公園	幾世橋 小学校	福島県浪江 ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的 集会所	双葉体育館	郡山公民館
6.48	1.18	0.54	3.83	13.99	27.75	5.67	1.73

【計画的避難区域】 (単位: μ Sv/時)

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
5.83	6.56	1.44	2.17	8.09

【旧緊急時避難準備区域】 ※9月30日付けで区域解除 (単位: μ Sv/時)

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	ニツ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	南相馬合同庁舎駐車場
0.40	0.62	0.16	1.81	0.65	0.42

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、富岡町1局の計5局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

●警戒区域等における環境放射能測定結果に関する問い合わせ先
 ☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能](#) [検索](#)

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359 0120-755-199 043-290-4003	政府原子力災害現地対策本部 (8時～22時:土日・祝日含む) (独)日本原子力研究開発機構 (9時～18時:土日・祝日含む) (独)放射線医学総合研究所 (9時～17時:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211	日弁連(10時～15時:平日) 県弁護士会(14時～16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室 (9時～21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口 (8時30分～21時:土日祝を含む) ※毎週水・金(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間:8時30分～17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO法人あいえるの会 (8時30分～17時30分:年末年始を除く毎日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会 「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日:9時30分～18時 土:9時30分～13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (9時30分～18時:平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
(双葉郡)	0246-43-1545	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	檜葉町地域包括支援センター (会津美里町)
	0246-46-2090	檜葉町地域包括支援センター (いわき市)
(代表)	024-946-8813	富岡町地域包括支援センター
(代表)	0120-38-2119	川内村地域包括支援センター
	0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
	0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター
	0243-62-0172	浪江町地域包括支援センター
	0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯館村)	024-562-4214	飯館村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談(9時～17時:平日) 専門相談(予約制)

認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター (9時～17時：平日) 福島いのちの電話 (10時～22時：土日含む) 震災こころのホットセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9～21時) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日：9～12時、13～16時 水：13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (9時～18時30分：平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会 (受付時間9時～16時：火～土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (9時～17時：平日)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者 支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (8時～17時：平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時～17時：平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (9時～16時：平日)

就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (10時～19時：月～土) [Fターンセンター東京] (10時～18時：月～土)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課 【受付時間：8時30分～21時(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

- 「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

- 最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。



市町村問い合わせ先一覧

(11月7日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111	
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111	
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111	
	檜葉町 ※	0242-56-2155		中島村	0248-52-2111	
		いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		矢吹町	0248-42-2111	
	富岡町 ※	0120-336-466		棚倉町	0247-33-2111	
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		矢祭町	0247-46-3131	
	大熊町 ※	0242-26-3844		埴町	0247-43-2111	
		いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内) 0246-36-5671				
	双葉町 ※	0480-73-6880 福島支所(郡山市朝日) 024-973-8090		鮫川村	0247-49-3111	
	浪江町 ※	0243-62-0123		会津管内	会津若松市	0242-39-1111
		いわき出張所(いわき市文化センター内) 0246-24-0020			喜多方市	0241-24-5221
葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)	北塩原村	0241-23-3111			
新地町	0244-62-2111	西会津町	0241-45-2211			
飯舘村 ※	024-562-4200	磐梯町	0242-74-1211			
いわき市	0246-25-0500	猪苗代町	0242-62-2111			
県北管内	福島市	024-535-1111	会津坂下町		0242-84-1503	
	二本松市	0243-23-1111	湯川村		0241-27-8800	
	伊達市	024-575-1111	柳津町		0241-42-2112	
	本宮市	0243-33-1111	三島町		0241-48-5511	
	桑折町	024-582-2111	金山町		0241-54-5111	
	国見町	024-585-2111	昭和村		0241-57-2111	
	川俣町	024-566-2111	会津美里町	0242-55-1122		
	大玉村	0243-48-3131	南会津管内	下郷町	0241-69-1122	
県中管内	郡山市	024-924-7111		檜枝岐村	0241-75-2311	
	須賀川市	0248-75-1111		只見町	0241-82-5050	
	田村市	0247-81-2111		南会津町	0241-62-6100	
	鏡石町	0248-62-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。			
	天栄村	0248-82-2111	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社 屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)		
	石川町	0247-26-2111	檜葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)		
	玉川村	0247-57-3101	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)		
	平田村	0247-55-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)		
	浅川町	0247-36-4121	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)		
	古殿町	0247-53-3111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)		
	三春町	0247-62-2111	浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)		
	小野町	0247-72-2111	葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)		
		飯舘村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川10番地の2)			